

令和3年第2回

高森町議会 6月定例会会議録

令和3年6月10日開会

令和3年6月17日閉会

高 森 町 議 会

6月10日(木)
(第1日)

令和3年第2回高森町議会定例会（第1号）

令和3年6月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 後藤 巖君

2 番 津留 智幸君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（8日間）

自 令和3年6月10日

至 令和3年6月17日

(2) 会期及び審議の予定

| 月 日 | 会議の種類 | 備 考 |
|----------|-------|------------------------|
| 6月10日（木） | 本会議 | 議案審議 |
| 6月11日（金） | 本会議 | 一般質問 |
| 6月12日（土） | 休 会 | |
| 6月13日（日） | ” | |
| 6月14日（月） | ” | 総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会 |
| 6月15日（火） | ” | 議会運営委員会 各特別委員会 |
| 6月16日（水） | ” | |
| 6月17日（木） | 本会議 | 委員長報告・採決 |

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町一般会計補正予算第3号】

日程第 5 同意第 1号 高森町固定資産評価員の選任について

日程第 6 同意第 2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 7 同意第 3号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 8 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 9 議案第34号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

- 日程第10 議案第35号 河原辺地に係る公共的施設の整備計画について
 日程第11 議案第36号 令和3年度高森町一般会計補正予算について
 日程第12 議案第37号 令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
 日程第13 議案第38号 令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
 日程第14 議案第39号 令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について
 日程第15 議案第40号 令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
 日程第16 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | | | |
|-----|---------|----|----------|
| 1番 | 後藤 巖 君 | 2番 | 津留 智幸 君 |
| 3番 | 後藤 清治 君 | 4番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5番 | 後藤 三治 君 | 6番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7番 | 立山 広滋 君 | 9番 | 田上 更生 君 |
| 10番 | 佐伯 金也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 8番 本田 生一 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

- | | | | |
|----------|---------|-----------|------------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 副 町 長 | 服部 信一郎 君 |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長 | 東 幸祐 君 |
| 生活環境課長 | 津留 大輔 君 | 会 計 課 長 | 馬原 恵介 君 |
| 政策推進課長 | 荒牧 久 君 | 住民福祉課長 | 阿蘇品 かおり さん |
| 健康推進課長 | 岩下 雅広 君 | 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 |
| 農林政策課長 | 後藤 一寛 君 | 建 設 課 長 | 岩下 徹 君 |
| TPC事務局長 | 古澤 要介 君 | 教育委員会事務局長 | 緒方 久哉 君 |
| 監 査 委 員 | 古庄 良一 君 | 総務課長補佐 | 村上 純一 君 |
| 住民福祉課長補佐 | 石田 昌司 君 | 健康推進課長補佐 | 住吉 勝徳 君 |
| 建設課長補佐 | 土井谷 顕 君 | TPC事務局次長 | 二子石 誠 君 |
| 総 務 係 長 | 芹口 孝直 君 | 財 政 係 長 | 木村 允哉 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 村嶋 立章 君 | 議会事務局次長 | 今村 親助 君 |
|--------|---------|---------|---------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

本日、令和3年高森町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、大変皆さんお忙しい中に御参集いただき、御礼を申し上げたいと思います。

まず、議員さんも1番注視なされておりました新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、これまでも多くの御協力をいただいておりますが、今回はワクチンの接種がスタートということで、町民の皆様におかれましても対策に対しての御協力、御理解をいただいておりますことに御礼を申し上げたいと思います。

ワクチンの接種状況につきましては、5月24日から集団接種を開始いたしまして、現在までトラブルも一切なくスムーズに進んでいるところでございます。当初、町内医療機関の先生のみでしたが、町外の医療機関に直接お願いを申し上げまして、医師もしくは看護師の御協力をいただき、役場横駐車場に特設会場を設置し現在に至っているところでございます。当初は8月末ということでしたが、7月末もしくは7月中旬過ぎあたりを目標に、希望者全ての高齢者の接種が完了するように、最優先業務として全庁体制で取り組んでいってるところでございます。

コロナに関しては、このワクチン接種を進めることが最優先であるということで、そのことによって全て解決はしませんしゼロリスクではありませんが、安心安全な住民の皆様の生活というところを取り戻すためには、これしかないかなというふうに思っております。

また大事なことは、このコロナの後を見据えてこれは真剣に言葉だけではなくて体を動かしてやらない限り、きれいごとでできるような自治体というのは全国に大きな自治体で税収がたくさんあるところ、人数がたくさん増えているところ、企業が進出しているところは別といたしまして、そういう小さい自治体はやはり本気でやらないと、大変な状況を迎えることもあるかなというふうに私自身は考えております。これから数年後の財政状況、これは町の財政状況もそうですが、熊本県そしてひいてはや

はり国の財政状況をしっかり考えていきながら、そして施策を進めていかなければいけないかなというふうに考えておるところでございます。議員の皆様のお協力は当然のこと、町民の皆様のアフターコロナの時の御理解も含めて、広報をしっかりやっていかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

さて、本日の定例会に御提案します案件は、専決処分、同意の承認、補正予算など合計で12件でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（後藤三治君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回高森町議会定例会を開会します。なお、8番本田生一君からは欠席届が提出されましたので御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、御手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤三治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番後藤巖君、2番津留智幸君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（後藤三治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、5月11日に行われました議会運営委員会において、本日から17日までの8日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日までの8日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤三治君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

3月定例会後に行われた諸般の報告を、委員長及び監査委員から報告をお願いいたします。まず、議会としての報告を議長が行います。

3月18日、高森高校生による「グローバル・プロデュース」オンライン報告会が行われました。高森高校では、目指す生徒像としてグローバルな視点とローカルな視点をとともに持つ人材、地域社会・国際社会に貢献できる人材を掲げ、様々な探求活動に取り組んでおられます。昨年度も、新型コロナウイルスの影響により活動が制限される中、生徒全員が地域課題について研究をされました。当日は、理科部の全国総合文化祭出場を機に交流が始まった東京都立多摩科学技術高等学校をはじめ、高森町議会からも議員3名事務局職員1名が、高森高校生の発表を熱心に視聴しました。今年度も、グローバル・プロデュース楽しみにしていますので頑張ってください。

3月25日高森総合センターにおいて、一般社団法人熊本県解体工事業協会に対し、老朽危険空き家解体撤去ボランティア活動の完了に伴い、感謝状贈呈式典が執り行われました。熊本県解体工事業協会の皆様には、本町における取り組みに対し、議会としても心より感謝申し上げる次第であります。

3月30日、たばこ組合が地元のたばこ耕作者とともに、喫煙室設置の陳情に来庁されました。本町は既に喫煙所を設置しており、喫煙室を視察された際には、大変立派な喫煙所が設置されていることに感謝の意を述べられました。

4月13日、阿蘇地域振興局において阿蘇市町村議長会総会が開催されました。今年度の事業計画として、当初の計画どおり実施する方向ではありますが、新型コロナの動向を見ながらの判断になるのではと事務局からの報告がありました。

4月18日、阿蘇西小学校体育館において阿蘇砂防事務所の開所式がありました。阿蘇地域は、熊本地震及びその後の度重なる豪雨により崩壊等が多発し、平成30年度より直轄砂防事業に着手しました。令和2年度まで熊本復興事務所にて事業を実施してきましたが、令和3年4月1日に新組織阿蘇砂防事務所が設置され、今後は豪雨や火山噴火による災害リスクを抱える阿蘇地域において、砂防堰堤等を整備し土砂災害等の防止・軽減に尽力されます。

6月1日、熊本県議長会臨時総会が熊本テルサで開催され、令和3年度の歳入歳出に関する補正予算及び任期満了に伴う議長会会長の選出があり、美里町の吉田美好議長が新会長として選出されました。

以上で、議会としての諸般の報告といたします。次に、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君）おはようございます。6番、芹口です。

議会運営委員会の、閉会中の継続調査事項に係る活動につきまして報告いたします。令和3年第2回高森町議会定例会の開会にあたり、5月の11日委員会を開催。会期について協議し、会期はただいま決定いただきましたとおり、6月10日から6月17日までの8日間の会期とし、11日に一般質問、14日に各常任委員会、15日に特別委員会を開催することにしました。次に、次回の議会運営委員会を6月4日に開催することとし、一般質問の通告期限は6月3日の正午までと決定しました。

6月4日に2回目の委員会を開催しました。一般質問の取り扱いについて協議し、期限までに通告があった4名の委員の質問順については、議会運営基準に基づき、通告順によって1番後藤巖君、2番が私芹口誓彰、3番津留智幸君、4番立山広滋君と決定しました。なお、質問時間は答弁時間を含め1時間であります。次に議案の取り扱いについて協議し、承認第9号・同意第1号から第3号については本日討論採決、報告第1号については各委員会付託、議案第34号については本日討論採決、議案第35号は産業厚生常任委員会付託、議案第36号は各委員会付託、議案第37号から39号は産業厚生常任委員会付託、議案第40号については本日討論採決とすることに決定しました。

次に、高森町議会会議規則の一部改正について、内容及び改正手続について協議しました。今回の改正は、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護等の欠席事由を整備するとともに、出産に係る産前産後の欠席期間等を整備する改正であります。この規則の改正につきましては、議会定例会最終日17日に、議員発議によって提案審議することになりました。

以上、議会運営委員会の閉会中の継続調査活動内容報告といたします。

○議長（後藤三治君）ただいま議会運営委員長の方から報告ありました議案第35号につきましては、産業厚生常任委員会と言われましたけれども、提出者が政策推進課でありますので、総務文教常任委員会に付託したいと思っておりますがよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長（芹口誓彰君）6番、芹口です。

総務文教常任委員会の、閉会中の継続調査事項に係る活動について報告します。5月28日総務文教常任委員会を開催しまして、当日は立山議員が体調不良で欠席でしたけれども、委員4名で高森東学園義務教育学校の視察を行いました。

当日は、教育委員会から佐藤教育長、緒方事務局長、古庄審議員、児玉学校教育係長。義務教育学校から榎田校長、本田副校長、山本教頭、井芹教頭、石井教諭の御出席をいただきました。本校は平成29年4月に義務教育学校として開校し、5年目を迎える本年は8名の入学者を迎え、児童生徒数48名となっています。

最初に、佐藤教育長より高森町新教育プランについて説明があり、近年変化する国の教育政策に対し先進的な対応ができており、数々の表彰を受けるなど全国的にも注目されているとの報告がありました。次に、校舎及び各学年の授業風景を視察しました。校舎内は一部改修が必要な箇所もありましたが、全体的に整理整頓されており、子どもたちもタブレット端末などをスムーズに使いながら楽しく学んでいました。次に教職員の先生方、教育委員会事務局を交えた意見交換会を行いました。先生方からICT機器を駆使した授業の様子を詳しく説明していただき、これからの課題等について報告をいただきました。委員からは、義務教育学校に移行する際の苦労した点、高森中央学園との学力の差などについての質問があり、PTAとの意思疎通が普段より構築できていたのでスムーズに移行できた、顕著な学力の差は見られないが、小学6年生から中学1年生へのスムーズな移行が利点の一つと説明を受けました。

これから、高森中央小学校・高森中学校の小中一貫教育についての検討が始まると思いますが、東学園でのこれまでの取り組みや成果等を参考にしながら、総務文教常任委員会としても積極的に協議してまいりたいと思います。高森町の子どもたちの人

材育成に献身的に取り組んでいただいている教職員の先生方、また関係者の方々に
し敬意を表しまして、委員会の閉会中の活動報告といたします。

○議長（後藤三治君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常
任委員長、佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長（佐伯金也君）おはようございます。産業厚生常任委員長の佐伯で
ございます。閉会中に行われました、産業厚生常任委員会の概要について報告を申し
上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種が5月24日に始まりまして、コロナ終息へ向け
た新たなステージが高森町でも進行しております。また、6月11日からは住民健診
も始まります。年々職員の皆さんたちの啓発活動によりまして、住民健診の受診率の
方も上昇をしております。明日から行うわけですけれども、コロナ禍の中で注意事項
を十分守っていただき、住民の皆様方には住民健診を受診していただきたいと思っ
ております。皆さんの健康に対する関心が、今後の健康保険会計やコロナウイルスの
感染症に対しても影響が出てくるものだと思っておりますので、どうぞよろしくお願
いをいたします。

それでは報告をいたします。3月議会以降、当委員会は以下のとおり開催をいたし
ました。4月22日産業厚生常任委員会開催。この委員会は4月の職員異動に伴い、
当委員会が所管する建設課、農林政策課、健康推進課、住民福祉課が新たな陣容にな
りましたので、課長以下職員の自己紹介や抱負・報告の場となりました。

5月11日、この日は令和3年第3回高森町議会臨時会の終了後、町道大戸ノロ・
本河原線の現地調査に建設課と行ってまいりました。主に見たところについては、交
通量の増大や大型車両の通行にてアスファルトが剥がれ落ちている箇所が多数あり、
補修を要するというふうに感じております。応急策として注意看板を付けるというこ
とでございましたが、当日職員の方が設置においでいただき、危険箇所に設置をし
ていただいた次第でございます。

5月26日、現地調査を受け建設課より具体的な方針の説明がありました。内容は
今議会でも提出されておりますが、町道大戸ノロ・本河原線については、今後住民の
意見と役場がきちっとすり合わせをしながら進めていくことで確認いたしております。

当産業厚生常任委員会は、河原地区で生活をされておられる田上更生議員がおられますので、当委員会の中においても、田上更生議員の方に住民の方たちとのいろいろな会話、または要望等についても聞いていただくようお願いをした次第でございます。

また、冒頭挨拶の中で申し上げましたが、新型コロナワクチン接種会場が稼働した5月24日に、委員長・副委員長の両名で視察をしております。初日にも関わらず、目立った混乱もなく粛々と接種が進んでおりました。当日は120名を6回に分けての接種でしたが、今のところワクチンの余りが出ておらず、役場が定めたルールに基づいて当日分のワクチンは全て使い切っているという報告を受けております。

またコロナ禍でもあり、月に1回の委員会開催をなるべく小時間で実施している現状ではありますけれども、これまで同様に会議のみならず必要とあれば現地調査も行ってまいりたいと思っております。今のところ、住民福祉課及び役場の職員の皆さん方の事前準備等が万全を期しておりますので、何ら住民の方たちからの不満は私たち議員の方には入っていないのが現状でございます。大変喜ばしい結果だと思えます。

先ほど町長が冒頭の挨拶で述べたとおり、このままワクチン接種が順調に進めば、コロナ禍終了後の平常の活動が起きる。その時のために、町長も含めて皆さん方とともに、今後についての協議を進めていかなければならないなというふうに委員会でも思った次第でございます。職員の皆様方には、通常の業務プラスコロナのワクチンということで大変だと思っております。厳しい中ではありますが、職員の皆さんたちがコロナに感染しないように、議員も感染しないように、周りの皆さんたちになるべく御心配をかけないように活動をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。以上で、閉会中の産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（後藤三治君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）おはようございます。議会広報特別委員会、牛嶋です。議会広報特別委員会の諸般の報告をさせていただきます。

議会広報絆第81号の編集につきまして、3月定例会の最終日に御報告を申し上げましたが、4月8日に第1回の編集委員会を開催し、以後2回の委員会を開き5月25日に全世帯へ発送いたしました。当初は5月の11日発送予定でございましたが、

編集中に不備がございましたので、5月の25日の発送ということで、町民の皆様には御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

議会広報絆第81号の表紙には、3月7日に開通しました阿蘇大橋の開通式の模様と、ドローンで撮影した阿蘇大橋の全景を掲載いたしました。今回の内容といたしましては、3月定例会での令和3年度当初予算及び令和2年度の主な補正予算の事業概要と、議案に対する主な質疑応答、一般質問が3名おられましたので3名の議員の内容と各常任委員会の報告、2名の方の町民の声を掲載させていただきました。また、令和3年第1回臨時議会及び第2回臨時議会で可決されました、補正予算の概要を掲載しております。最終ページにおきまして、3月15日に開催されましたコアミックスの堀江社長の基調講演と、その後開かれました草村町長とのパネルディスカッションの模様を掲載させていただいております。

今後も、読みやすくわかりやすい広報づくりに努めてまいりたいと思いますので、御協力をよろしく願いいたしたいと思います。以上で、議会広報委員会の諸般の報告といたします。

○議長（後藤三治君）次に、監査委員の報告をお願いいたします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君）おはようございます。7番、立山です。監査委員から諸般の報告を申し上げます。

3月23日及び4月の20日、5月の18日に例月出納検査を実施しましたので、結果を御報告申し上げます。一般会計、特別会計の出納状況、基金運用状況等を古庄監査委員と監査をしたところ、いずれも適正に処理されており特に指摘事項もありませんでしたので御報告いたします。また、今月末から定期監査を予定しておりますので、課・局におかれましてはそちらの方の対応もよろしく願いいたします。以上をもちまして監査委員からの報告といたします。

○議長（後藤三治君）以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町一般会計補正予算第3号】

○議長（後藤三治君）日程第4、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて議題

とします。提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第9号で御報告いたします、専決第9号令和3年度高森町一般会計補正予算第3号について御説明いたします。

専決しました内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飲食店等に対して熊本県が実施する時短要請に伴う、協力金の町負担分について予算化をするものであります。歳入歳出それぞれ413万7,000円を増額し、予算の総額を54億6,362万5,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。第19款第1項繰入金は、財政調整基金繰入金として413万7,000円を増額しております。

8ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第6款第1項第8目、商工費新型コロナウイルス対策費の第18節に、営業時間短縮要請協力金負担金として、413万7,000円を計上いたしました。御承知のとおり、これは感染の拡大を受けて、5月7日に熊本県独自の熊本蔓延防止宣言が発出されまして、その後特措法に基づく蔓延防止等重点措置が14日に適用になったということでございます。これに伴い、熊本県内全ての飲食店に対して営業時間短縮要請が行われました。本町においても、一部の飲食店さんが県の時短要請協力金の対象となりました。令和2年度におきましては、この同じ協力金に対する町の負担はございませんでしたが、令和3年度の協力金の支給に係る経費のうち、100%のうちの80%を国が、残り20%を地方負担分として熊本県と各市町村で折半するという事で、熊本県からも依頼を受けており今回予算化するものであります。

時短要請の対象期間は、5月16日から6月13日までとしておりますが、今回の予算額につきましては熊本県で試算した金額となっております。今後個別飲食店の売り上げ規模の状況等によっては、過不足が生じる可能性が若干なりとはあるかなというふうに考えております。この市町村の負担につきましては、5月17日付けで熊本県知事から正式に通知を受けておりまして、可能な限り早期の予算措置についても依頼されておりますので今回専決処分といたしました。

以上、専決しました内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番佐伯です。各事業をされておる皆さん方、こういうふうに関急事態宣言であつたり蔓延防止等対策ということで、時短をしなければならなかつたり、お店を閉めなければならなかつたということで、大変な苦勞をされておるといふふうに思います。令和2年に行われた時には、一律、お酒を販売されているところには確か1日4万だつたと思います。支給があつたと思うんですけども、その際には大きなところはそれぞれまだ違つたと思うんですが、売上げの大小関係なしに出ておまして、今回は売上げによつてということなんです、私たちも前回この時短營業に対する協力金といいますか、コロナ対策の給付金みたいなものなんです、少し不公平感があるんじゃないかなと。大規模店ほど大変苦勞されておつたということで、高森町の場合は小規模店が多いわけなんです、小規模店の場合においては、こういうふうに関急金が出ると大変助かるわけなんですけれども、この売上げの基準は大體いつが基準であるのかということをお聞かせいただきたいといます。その基準日、基準年によつては、町長が言われたとおりに過不足が出てくる可能性もあると思いますので、基準はどの年の何月ぐらゐを基準か、それとも年で基準とするのかということをお聞かせいただきたいといます。

○議長（後藤三治君） 政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） おはようございます。10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

1日当たりの売上高これは平均なんですけれども、前年度または前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高です。この1日当たりの平均の金額が8万3,333円以下であつた場合、1日当たり2万5,000円の給付がなされます。8万3,333円から25万円までは、前年度または前々年度の1日当たりの売上高の3割といふふうになっております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番佐伯です。前年度同時期も確かコロナで時短營業をやつていたと思います。その際に、いろいろと補助金等が入つたと思うんですが、そうい

うものも所得としてみるのか。確か特例給付金は所得として見なかったんだけども、要するに店舗等にきたものについては、確か所得として見なければいけなかったような気がするわけですが、そういうものも含めた中で、今言われた確定申告を基本としてされるということで、1日の売り上げが8万3,000円ということになると、高森町の飲食店の方たちの半数以上の方がそれに該当するんじゃないかなと思います。平均でなればの話です。そういう方たちが多数いらっしゃいますから、より一層、住民の皆さんそういうふうな営業されている皆さんの声を聞いていただいて、足りないものがないかどうかということも加味しながら、今後予算の執行については考慮していただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本件については、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 同意第1号 高森町固定資産評価員の選任について

○議長（後藤三治君）日程第5、同意第1号、高森町固定資産評価員の選任について議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第1号で御提案いたします。高森町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の選任は、4月1日付けの人事異動に伴い、新たに税務課長となりました眞原友紀氏を高森町固定資産評価員に選任するものです。地方税法第440条第2項の規

定により、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することとされているため提案するものでございます。御審議の上御賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから同意第1号、高森町固定資産評価員の選任について採決します。

本件について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第6 同意第2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後藤三治君）日程第6、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、高森町固定資産評価審査委員を務めていただいております山村俊澄氏は、令和3年5月11日をもってその任期が満了し、引き続き同委員を務めていただきたく選任するものであります。同氏は人格識見高く、固定資産評価審査委員として適任者であります。同委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため、御提案を申し上げるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。本件について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第7 同意第3号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後藤三治君）日程第7、同意第3号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第3号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案説明を申し上げます。

現在の本町固定資産評価審査委員の佐田成二氏は、平成31年から今日まで固定資産の評価審査に御尽力、御協力をいただいておりますが、御本人より退任の願が提出されましたので、後任に甲斐末久氏を選任したく同意を求めるものであります。甲斐末久氏は人格識見高く、また公平中立で広く社会の実情にも通じ、固定資産評価審査委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議の上御同意いただけますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、同意第3号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。本件について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第8 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（後藤三治君）日程第8、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について議題とします。本件について報告を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）おはようございます。報告第1号で御提案いたしました、令和2年度高森町繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、提案の理由を御説明申し上げます。

令和2年度高森町一般会計予算の繰越明許費は、別紙令和2年度繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。令和3年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。繰り越しました内容につきましては、いずれも令和2年度当初予算から補正予算第15号について報告をしている事業でございます。主な事業につきましては、道路の改良及び給水車両の購入などでございます。各事業とも早期の完了を図ってまいります。以上、御報告申し上げます。

○議長（後藤三治君）報告が終わりましたが、質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第34号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

- 議長（後藤三治君）日程第9、議案第34号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

- 総務課長（東幸祐君）議案第34号で御提案いたしました、熊本広域行政不服審査会共同設置の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、行政不服審査会を共同で設置しているところですが、共同設置する地方公共団体に、令和3年9月から新たに合志市が加入することに伴い、規約を変更する必要があり、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要があることから御提案を申し上げます。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから議案第34号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第34号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第35号 河原辺地に係る公共的施設の整備計画について

- 議長（後藤三治君）日程第10、議案第35号、河原辺地に係る公共的施設の整備計画について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、荒牧久君。

- 政策推進課長（荒牧久君）議案第35号で御提案いたしました、河原辺地に係る公共的施設の整備計画について御説明いたします。

この整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでございまして、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定に基づき、御提案するものでございます。今回の整備計画は町道整備に係るものであり、この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入れが可能となりますとともに、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることになり、町財政にとりまして有利なものとなります。

総合整備計画書をご覧ください。内容につきましては、次のページの施設別年次計画表にありますように、町道味鳥線及び大戸ノロ・本河原線の道路舗装整備を行うものです。整備を必要とする事情につきましては、経年劣化による舗装整備を行い安全性を確保し、交通の利便性を高めるために早急に舗装整備を行う必要があります。事業年度は、令和3年度の単年度事業となっております。

なお、今回提案の条件となります熊本県の計画の同意につきましては、令和3年5月17日付けで同意を得たところでございます。詳細につきましては、建設課より説明を申し上げます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を経る必要があることから、今回提案したものでございます。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（後藤三治君）建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）河原辺地に係ります公共的施設の整備計画につきまして、事業の概要を私の方から御説明申し上げます。

ご覧いただいております施設別年次別計画表、こちらから説明をさせていただきます。詳細な事業内容等につきまして、まず味鳥線につきましては、全線約350メートルの舗装の打ちかえを予定しております。事業費は1,200万円のうち、特定財源といたしまして社会資本整備総合交付金を627万円、辺地債470万円、一般財源103万円として計画をしております。続いて大戸ノロ・本河原線につきましては、未改良区間約1.8キロのオーバーレイを行うものでございます。こちらは事業費4,800万円で、全額を辺地債による財源として計画するものでございます。

なお、味鳥線につきましては、既に本年度の当初予算で予算の御承認をいただいております。また、大戸ノロ・本河原線につきましては、後ほど一般会計補正予算にて御提案をさせていただくこととしております。

以上、事業内容等につきまして私の方から御説明いたしました。御審議いただきまして御決定賜りますようお願いいたしまして説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）産業厚生常任委員会の委員長として、一言、総務文教委員会の皆様方をお願いを申し上げます。

この辺地債を起こしております、大戸ノロ・本河原線のオーバーレイ工事につきましては、何度となく地域の住民の皆様方から、大型車両が増えたということで路面のひび割れ、または振動等で非常に悩まされておるということであります。また、地元の田上議員の方からもその旨の報告を受けて、先ほど委員長報告でもあったとおり、当道路を視察にも行ったわけでこの件について建設課とも十分協議をいたしております。その結果が、こういうふうに執行部からの辺地債を起こしてでも早急に事業をしたいという提案であろうと私は思っております。そういうことで、あと県道の改修等もしてもらわなければ、竹田・大分方面からの通行車両については万全を期すことは

できないわけですが、その件についても委員会の中で話は若干いたしております。それも含めて、今回の辺地債の議案につきまして総務文教の方で審査をされるということであれば、歳入については必要な事業の財源でございますので、よろしくお取り計らい方をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第35号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思えますが御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（後藤三治君）休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第11 議案第36号 令和3年度高森町一般会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第11、議案第36号、令和3年度高森町一般会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第36号で御提案いたしました、令和3年度高森町一般会計補正予算第4号について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う職員の人件費等の補正を全体的に行っております。また、国や県の補助事業の交付決定を受けたことにより、今回追加で計上した

経費もあり、歳入歳出それぞれ1億990万2,000円を追加し、予算の総額を5億7,352万7,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。地方債補正について御説明いたします。こちらにつきましては、今年度起債を活用して実施する事業のうち、熊本県との協議の中で変更となった分について、今回限度額を変更いたしました。

続きまして9ページをお開きください。歳入について主なものを御説明いたします。第15款第2項国庫補助金につきましては、今回歳出に計上しております各種事業の国の補助分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と併せまして、現時点で総額1億6,450万7,000円の歳入を予定しております。16款第2項県補助金につきましては、各種事業の県からの補助金の分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と併せまして、現時点で総額2億9,816万4,000円の歳入を予定しております。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を121万8,000円、続きまして、ふるさと応援基金を1,894万3,000円それぞれ増額いたしました。第22款町債の内容につきましては、先ほど地方債補正で御説明いたしましたとおりでございます。今年度の借入総額は、現時点で3億800万円を予定しております。

続きまして歳出について御説明いたします。歳出につきましては、補正予算概要書に沿って主要事業のみ御説明申し上げますので、補正予算概要書の準備をよろしく願います。

1、子育て世代生活支援特別給付金について御説明申し上げます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中において、低所得の子育て世代に対しての生活の支援を行う観点から、給付金を支給するものになります。支給対象は、ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯で、給付額は児童1人当たり一律5万円となっております。ひとり親世帯向けの給付金につきましては、熊本県が実施することとなっております、それ以外の世帯について町から給付するために今回予算化するものになりますが、全額国からの補助というふうになっております。なお今回の補正予算は、国から予算化に対するの依頼が来ていることによるものですが、具体的な支給要件や申請方法などにつきましては、現在国が検討を進めているところでございますので、国の方針が固まり次第、本町としましても周知等を図ってい

きたいというふうに考えております。

続きまして、2番のスーパー中山間地域創生事業について説明を申し上げます。これは熊本県の単県事業でございます、県の農林水産部の目玉事業の一つに当たるものでございます。全額熊本県からの補助金になります。つまり100%補助の事業でございます。そして、応募後のプレゼンテーションをもって県からの採択となるわけでございますが、今回熊本県内で三つの事業が採択されたわけでございますが、その一つが高森町になったわけでございます。

これは、本町の中でも過疎化と少子高齢化が顕著な野尻地区において、地域が描く未来の具体的な目標、それに向けた取組内容等を整理した地域戦略を策定する事業になっております。また、地域の戦略と併せて地域資源の掘り起こし、そして新たな加工品の開発による冬場の収入減を少しでも確保するということ、それと同時に高齢者の仕事、時間的なパート等も含めて創出するなどを計画してございまして、総額700万円を計上いたしました。先ほど申し上げましたように、先月中旬にプレゼンテーションが行われまして、三つの事業が採択を受けたところでございます。そのうちの一つが高森町のこの事業でございます。

今後も同様の課題を抱えている地域に対しては、今回単県事業ということで県の目玉事業でございますが、やはり自主財源を高森町も確保しながら、この働きかけということを行っていかねばいけないのではないかなど。特に、中山間地山東部に関しては必要ではないかなというふうに考えております。ですので、単年度の単県事業でございますが、これがしっかり策定が終わり実施に乗っていったときには、次年度以降例えば県の単県事業が仮になくなった場合でも、形が変わった場合でも、当町としては来年の当初予算でさらにそこに積み増しをして、地元の若い世代の後継者の人のやる気をしっかり形にしていければ、特に中山間地に関しては必要かなというふうに思っております。

三つ目でございます。町営の学生寮整備事業改修計画について、御説明を申し上げます。こちらにつきましては、今年度の当初予算で土地及び建物の購入費を計上したところでございます。町営学生寮の整備事業において、今回、耐震診断等を含む改修設計を実施するための経費を計上いたしました。先ほど申し上げましたように、

土地の購入と建物の購入が完了しております、現在登記の手続きをとっているところでございますが、御承知のように建物が古いということもありますが、耐震診断も必要であるというふうに町として判断をしたということでございます。設計業務に項目を追加することといたしました。民間であれば必要ないと、法律上そこはクリアできるわけでございますが、あくまでも高森町が公共施設を整備するにあたって当然必要なことであり、また最近続いております自然災害等を考えましても、しっかりやはり事前に実施していくことで、将来利用される生徒さんや保護者さんの、安心に繋がっていくのではないかとこのように考えておるところでございます。当初予定していた運用開始に間に合うように事業を進めてまいります、やるべきことはやるべきことでしっかり整理しながら、実施していきたいというふうに考えております。

なお、本事業の財源は購入もそうございましたように、同様に町の税金を使わないふるさと応援寄付金事業として、納税された方が子どもたちのというところの部分がかなり多いわけでございますので、そういうところに意志を反映させるためにも、全額ふるさと応援寄付金を予定しております。

以上、今回御提案しております補正予算につきましてその概要を御説明申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） 2番津留です。概要書2番のスーパー中山間地域創生事業について、質問というよりお願いなんですけども、この事業は正しく集落支援員の方が担うべきことだと思っております。地域の将来像やそういった課題を、地域の人たちと共有し話し合っって方向性を決めていくということで、集落支援員制度が取り入れられて、各地区の集落支援員さんたちがこれからそれぞれの地区で事業を行っていくわけです。700万の金額がつけられてせっかく県からも事業をいただいたので、この野尻地区の事業がきちっと事業としての成果がでるように、集落支援員さんとしっかり連携をとっていただいて、この野尻地区の集落支援事業を兼ねた事業が他の地区のモデルとなって、また模範となるように、成果が出るような取り組みをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）おはようございます。1番後藤です。ふるさと納税活用事業、町営学生寮整備事業改修設計についてお尋ねします。

私個人としましては、この学生寮整備することについては異論ありません。この内容について、今わかる限りの答えでいいのでお答えいただけたらと思います。町営学生寮という形で書いてあります関係上、学生がメインで入られる施設だと思えます。これが、例えば中学生なのか高校生なのか、そういうところの点の一つ。

もう一つは、入居対象者として例えばエンタメ業界との連携ということで、コアミックスさん、クリエイターさんという方たちが、高森にアフターコロナの時代になったら来られると思います。こういう方たちも受け入れるような施設にしていくのかなどといった拡張性の問題、そこをわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（後藤三治君）総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）ただいまの1番議員の質問にお答えいたします。当然学生寮ですので、中学生高校生その辺はまだはっきり決まっていらないんですが、今からプロジェクトチーム等を立ち上げてその辺を検討していきたいと思っております。ただ、コアミックスに関しましては社会人になりますので、その辺のすみ分けをきちっとしていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後藤三治君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）答弁ありがとうございました。中学生高校生の学力やこれから社会人になるといった部分について、あれだけの大きい施設ですから当然すみ分けや寮を管理される方いろいろあるとは思いますが、でも逆に言えばそういうものをそこで体験することができることによって、多国語などいわゆるそういう文化の違いを学ぶ場所になる可能性もあるかなと思います。これはもう教育委員会の話でもあるとは思いますが、逆に言えばそういう形でなってくれば理想な一つのスペースになるのではないかというところで、私はこの事業に関しては推進してやっていただきたいと思えます。

それと、もしやるのであれば、やはり徹底してその学生の子たちが進んで入るような、それだけの外から見ても中に入られてもここに来てよかったと言われるぐらい

の、積極性を持った建物こういうものを作っていただきたいと思うんですけども。町長から、何か一言もしよるしければいただけたらと思います。

○議長（後藤三治君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）今、後藤議員から御質問ありましたが、当然総務課長がお答えしたとおり、これはやはり中高社会人のすみ分けというのは然るべきであるかなと思います。これはPTつくりますので、PTの中でしっかり揉んでいきたいと思ひますし、できれば議員さんも入っていただいた方がいいのではないかなというふうに思ひております。各調整については、そこで判断していきたく思ひます。

ただ大事なことは、当町高森町は歴代の首長さん、議会議員さんが、全員で子育ての環境つまり教育の環境をバックアップしていくというところで、多分これまでの三、四十年間進んできているのではないかなと思ひております。ですので、高森小学校中学校、義務教育学校のみならず、高森町になくはならない県立高森高校の将来のやはりこの存続であつたりにかかってくるような、そういう人口統計であつたりもしくは現在の少子高齢化という課題が出てきておりますので、いち早く町としては、そこに町が主導を持って進めてまいりたいというふうに考へております。

当然、時代に合つた議員がおっしゃるような子どもたち生徒たちが、高森に学びに行きたいとそして住んでもいいなど。これは仮の話ですけど、いつも佐伯議員がおっしゃるように教育で町に来ていただいて、そして出口も県立高森高校に行つていただくのが町としては1番ベストなんです。ですので、その魅力ある県立高校づくり、そしてその環境整備の一役を町がやはり主導権を握つてやつていくべきと思ひております。

私が、もう1点議員さんに後藤議員にお願いを申し上げたいのは、これあくまでも昨年度稼ぎましたふるさと応援寄付金で今進めておりますので、令和3年度のふるさと応援寄付金でやはりまた寄付金額を積み上げていきたいと思ひますので、後藤議員からの去年と同じ以上の、またふるさと応援寄付金に関しましても営業バックアップをお願い申し上げれば、非常に将来的には町民の負担にはかかつてこないのではないかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。以上です。

○議長（後藤三治君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）急な答弁でしたがありがとうございました。当然、私ども議員としても、ふるさと納税についてはやはり出口が町民であると。そして、教育環境などそういう整備に使えるものについては、十分バックアップはしていきたいと思います。なぜ、先ほどそういう話をしたかと申しますと、前回10番議員も一般質問でおっしゃいましたけども、いわゆる教育という部分がその稼ぎという部分と、同化していく一つのチャンスじゃないかということも話しされてたかと思います。そういうところもありますので、ぜひともその教育の町という部分で、高森町独自のというそういうものがこれをもってまた出来上がっていけばと思いますので、全面的に私はバックアップしたいと思いますからよろしく願いいたします。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君）7番立山です。先ほど補正予算の説明の中でこれはなかったと思いますけれども、今回もその補正で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金258万9,000円、それと熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金175万5,000円と、新型コロナに関する歳入が入っておりますけれども、冒頭、町長の方から、また委員長報告ということで、佐伯委員長の方からこの新型コロナウイルスのワクチン接種についてお話がありました。当町も、御存じのように5月の24日総合センターの前で集団接種が始まったわけなんですけれども、それ以前にも老人ホームの入所者の方、また職員の方、医療従事者等々を先行して新型コロナウイルスのワクチン接種が始まっております。

そこで、阿蘇品住民福祉課長にお尋ねいたしますけれども、今のところワクチンの残りもなくスムーズにいつているということで、また町民の方々からも不平不満は聞こえてこないということなんですけれども、昨日の時点でどこの地域の方が受けられて何人受けられたか、数字を交えながらわかる範囲でいいですので答弁願いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（後藤三治君）住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）立山議員からの御質問にお答えいたします。

ワクチン接種でございますが、5月24日から集団接種の方を開始いたしまして、現在のところ5回行っております。600人の方が、1回目の接種を終えられており

ます。最初が、村山・上在・天神・上町・津留地区の方々が接種していただきまして、現在は昭和・下町地区のグループに接種していただいております。ただ空きがある場合は、そのあとの地区の方も来られていますので若干混在はしておりますが、600人の方が接種をされている状況です。

また施設接種につきましては、昨日までで終了いたしております、入所者と従事者併せまして約450人の方が接種を終わられております。以上でございます。

○議長（後藤三治君）7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君）今後順調にいくようお願いいたしますので、よろしく願いいたします。それから、これも町長の冒頭の挨拶の中にありましたけれども、当初8月末で完了予定ということになっておりましたけれども、前倒しで7月末あるいは7月中旬にはワクチン接種が終わるんじゃないかという話がありました。TPCでも町長が自ら出演されてそのことをおっしゃっていますけれども、まだまだ先行して行われる、また日にちが早くなったということを知らない人もいらっしゃるんじゃないかと思うので、その辺のところも周知徹底をされるようお願いいたします。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）先ほどふるさと納税のことで話があったので、関連で一つふるさと納税のことについてお尋ねしたいかと思えます。

議案書、補正予算見ておりますと少し驚いたんですけども、既に企業版のふるさと納税が入ってきてます。私は産業厚生常任委員会ですから、おそらくこれ総務文教の方の話になってくると思いますので、委員会としては聞けないのかなと思えますから、もしよろしければこの歳入の10ページに入っていると思うんです。寄付金の中で50万、企業版ふるさと納税寄付金と書いてありますが、この50万円について、例えばどういう商品で入ってきたのかなど説明ができるならば説明していただきたいと思えます。今後やはりどのような形の商品をやっていくか、正直言って私も商売してます。普通のふるさと納税につきましては、返礼品というものに対して寄付される方も結構いらっしゃるかと思えますけども、企業版の場合は前回コアミックスさんのときもありましたけども、まち・ひと・しごと創生計画いわゆるそういうものに基づいて、それに賛同して寄付をされるという形になってくると思います。もうこの時点で、50

万円が実際数字として上がっていることに関しては、随分早い動きだなと少し感心をしたもんですから、そこについて説明ができる範囲でよろしいので説明をいただけたらと思います。以上です。

○議長（後藤三治君） 総務課長補佐、村上純一君。

○総務課長補佐（村上純一君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税、今回補正予算に50万円計上しております。令和3年4月から、いろいろ募集のサイトですとかそういった部分でいち早く年度始まりまして着手しております。今回の50万につきましては、今現在募集に関しまして高森町でプロジェクトを二つ立ち上げております。

一つ目が南阿蘇鉄道の全線再開に関しますプロジェクト、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開プロジェクトにつきまして、こちらに関しまして1社50万円の寄付金をいただいております。

もう一つに関しましては、高森町ICT教育こちらに関するプロジェクトも立ち上げておりまして、こちらは今回の補正予算要求時点で間に合っておりませんが、2件20万円寄付をいただいております。

もう1点のふるさと納税と違う部分が、企業版ふるさと納税を寄付企業に対しまして町からの利益供与という部分ができませぬので、返礼品という捉え方少しまた考え方が違ってきますので、どういった部分かといいますと、町から企業に対しましてベネフィットといいますか、企業が寄付をいただいた際に町が御礼といいますか、そういった利益供与をしない範囲でやれるかという部分を組み立てております。

南阿蘇鉄道のプロジェクトの場合に関しましては、例えば南阿蘇鉄道で販売しております記念レールをお渡しするなど、南阿蘇鉄道に乗ってもらって応援してもらうなど、そういった寄付企業に対して、自治体を応援してもらおうというようなそういったお願いをして募集を今募ってるといったところであります。

まだまだ年度始まって6月ですので、これからまた企業が決算を迎える時期ですとかそういった部分を見て、またセールスを進めていくのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番佐伯です。もう少々時間があるようでありますから、総務課の方に質問をさせていただきます。今回の一般会計補正予算は、4月の人事異動等も含んで人件費等の調整が行われておるようでございます。日頃から私が思っておることも中に入れながら、質問させていただきたいと思うんですけれども、たまたま今日の熊日新聞に、人事院の年次報告書が公表されております。一般職の国家公務員に対してアンケートを取られて、その中でどういうふうな内容で要するにそのアンケートを公表されたかということで書いてございますが、私が日頃思っておることとそう変わらないんだなとこのアンケート結果を見て思いました。

その理由というのは、ここである今回の給与表、給与費明細書関係で数字が並べられております。一般職の職員数が、補正前補正後で99名から91名、それに時間外勤務手当については、補正前補正後で増えておる。次のページにいきますと、令和2年4月現在の平均年齢が、今年の4月1日での平均年齢と比べて約2歳近く下がっておる、そういうふうなことであります。

なかなか今のコロナ禍の中で、大変執行部あたりも職員の配置また業務等についての指導等大変難しい環境でやっておられると思いますが、日頃私が総務課で言っておることなんですが、やはり若い人たちが昔は公務員というのは理想としておったわけですが、なかなか入ってみるとそうはいかない。非常に給与面または職務面においても厳しいものがある。なかなか長続きをしない、違う職についつい目がいってしまうというようなことを見受けます。その意味で、今回級別職員数で見ると、1級から3級までが1番多いわけです。この3級というのが大体係長クラスであると。1級が初任で入って1年から5年ぐらいだと思んですが、高卒であれば事務職でいくと15万600円、大卒であれば18万2,000円。1年目は、公務員学校で習ったり側から第三者的に見ていた職ということで、実際入ってみて手探りで仕事をされること、上司からの命令であったり指示であったりで、ただ汗をかいて一生懸命動くだけであったということで1年を過ごされます。2年目になってくるとだんだん慣れてきて、自分で考えて判断しながら、わからないときには上司の声を聞きながら指導を聞きながらということで動いてこられる。それが3年4年と重なってくるわけなんです。今、うちの正職員数が91名となっております。昔は、再任用も含めれば任期

付きの職員も入れて50名そこそこだったと思うんですが、現在は集落支援員等も含めれば100名近くにおそらくなっておると思います。

先ほど集落支援員さんの話が、2番議員の方からも出てきました。地域には嘱託駐在員の方もいらっしゃいます。嘱託駐在員の方は、世帯数と基本ということでそれぞれの地域によって報酬は違います。ただ集落支援員については、地域おこし協力隊も一緒なんですけど、国からの予算措置ということで最初から給与が決まっている。初任給で入った正職員の給与よりも給与が高い。集落支援員については19万円、手取りが大体17万ということで、正職員で雇用されたうちの役場の若手の職員が、この17万、19万に達するまで、この1級というものを何年続ければ19万という金額になるかということを考えてきたときに、彼らの苦勞というものが少し軽く見てはないんだらうけれども、何か軽く見られているのではないかなと私は思っております。

ただ職員の給与については、人事院勧告であったり国・県の給与表であったりというのを基本にやっていきますから、これは仕方ないことであると思います。集落支援員についても、また地域おこし協力隊についても、雇用の年数が確定していませんから、だから退職金等についてもあっても微々たるものであるということで、雇用の状況等に応じて、最初入ってきてすぐからの職員との差があっても仕方はないとは思わなければならないけれども、やはり3年目4年目の職員さんたちと比べたときに、その方たちの給与本給が地域おこし協力隊の給与と、集落支援員の給与よりも安いのでは私としては残念でならないなと思います。

しかしながら、これは今の制度の中でありますから仕方ないと我慢しなければいけないのかなと思うんだけど、若者の勤勞意欲の向上、また勤勞に対して使命感をより一層深めていくために、高森町役場で骨を埋めようと退職まで続けようと思わせるためには、やはり若いときからもう少し評価をしてやることも必要ではないかなと私はそう思いました。非常に財政厳しくなってくると思うんですけども、町民の皆さんたちからも役場は公務員でどうのこうのなど、いろいろと厳しい評価も受けることもありますけど、いろんな担当持っておる職員さんたち見てみれば一生懸命頑張っております。特に今回のコロナ禍の中においても、住民福祉課が中心になって健康推進課と一緒に、住民の方たちが気持ちよくワクチン接種ができるようにやっておら

れます。そういう姿を見ると、やはりちゃんと評価しないとイケないなど、評価をしてあげなければいけないなど、そういう環境をつくっていかねばならないなどというふうに思いました。

そういうことで今回の給与関係の表が出ております。今後、私たちも議長が言ったとおりあと2年しかないわけで、その間に改正をなさいだとか上乘せをしようとかいうハードボイルド的な意見は言えないと思うんですが、何らかの形でそのあたりの評価というのは引き上げてもいいのではないかなと思っております。

私が当初議員に当選した時には32歳、年上の係長、幹部職員ばかりでした。ですから、どんどんぶつかって行って意見を戦わせてやってきたわけですね。しかし、もう私も今年63歳になります。もうほとんど退職されておって再任用で入っておられる方の環境と一緒にいます。今、管理職見てみればわかるように大変若くなっております。ですから私も気をつけておるんですね。今までどおりのボリュームで意見を言ったら圧力になるから、私たちは管理職の皆さんたち、職員のみんを引っ張って行ってやろうと思うんです。わからないところがあれば教えていこうと。やはりこういう苦勞をみんなでやってるから、そういうふうな気持ちで職員に対応しないとイケないなど思います。

熊本地震も一緒、九州北部の雨の災害も一緒、今回のコロナ禍も一緒にみんな苦勞してます。それを私は何らかの形で評価をしていただきたいと思うんだけど、町長は偶然その時期を町長としてやってこられました。ですから、給与表に基づいて、これは本当に国が決めた県が決めたそういう流れでやっておりますから仕方ないことではあるんですが、何らかこの給与表を見て町長の方でお気づきの点があればお聞かせをいただきたいなど思います。町長でなくても、できれば関係者の皆さんの御意見をいただければなど思います。

○議長（後藤三治君） 総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君） ただいまの10番議員の御質問にお答えします。お答えになるかどうかわかりませんが、

個人的には、職員、議員さん含めまして給与を上げたいのは山々でございます。ですが、制度・予算上なかなかできません。今職員も若返っておりますし、会計年度職

員も増えております。その中で、皆さん考え方がいろいろ多種多様化しております。子育て世代の方あるいは介護される方などいろいろありますので、できるだけ事務改善に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、議員さんのアドバイスを切に願います。よろしく願います。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 総務課長が言うとおりに、おそらく町長も副町長も一緒だと思います。毎回毎回言うようなんだけど、高森町の人口で高森町の予算規模で、本来100名規模でやらなければならないものを90名ぐらいでやって、その上に予算規模がコロナ問題の予算や、以前は地震の復興予算などということで増えてきて、通常の業務の1.5倍から1.7倍ぐらいは仕事をされてきておられたというふうに思っております。

そういう姿を見る度に、私たちは無責任じゃないんだけども何らかの形で評価してやりたいと思うんだけど、やはり総務課長が言うように、制度上給与表がある以上はそれを基にやらなければ仕方ないということでもありますので、仕方ないと思うんですが、やはり職員が職場に来て楽しくなくてはいけないし、ちゃんと自分の仕事を見てくれてそれを評価してくれてるなということも、どこかで公開してやらなければいけないしそういうふうに思います。頑張ってる職員には、それなりの褒め言葉もどんどんやっていただければと思います。以前、私若い時にはやって当たり前というような気持ちで職員に対応しておりましたが、社会環境が変わってきた中において、公務員としての考え方というのも意外と機械的になってきておる中において、今の高森役場の職員というのは何か砂が水を吸い込むときのように、いろいろとわからないことを言えばずっと吸い込んでくれるという、私にはそういう実感がございます。

ですから、それに対して町部局において評価なり何らかの手だてというものを今後お願いしていきたいなと思います。今回の4月の人事異動に伴う予算、給与表、等級の級別の職員数等を見て思ったものですから、今後管理職の方たち幹部職員の皆さん方においては、自分たちよりも下の職員の皆さんたちの評価等についても、十分考慮していただけるように私の方からお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第37号 令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第12、議案第37号、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） 議案第37号で御提案いたしました、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

補正予算の主なものは、人事異動に伴う給与等の増額と、国保ヘルスアップ事業費補助額の上限額引き上げに伴います交付金の増額について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を経る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に84万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ11億174万2,000円といたしました。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。第6款第1項第1目保険給付費等交付金、第2節特別交付金として、国保ヘルスアップ事業拡大に伴います交付金として、23万8,000円を増額しております。

次に、7ページの歳出予算について御説明申し上げます。第3款第1項第1目については、退職者医療に係る令和元年度精算の県への納付金として、35万1,000円を計上しております。この退職者医療納付金につきましては、これで最後の納付となります。続きまして、第6款第2項第1目特定健康診査事業費につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げました、国保ヘルスアップ事業の補助上限額の引き上げに

伴います事業拡大で、糖化最終生成物を測定いたしますAGE sセンサーレンタル料として、23万8,000円を増額しております。続きまして、第10款予備費で収支の調整を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第37号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第38号 令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第13、議案第38号、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第38号で御提案いたしました、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

補正予算の主なものは、職員共済費の率の変更に伴う増額について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を経る必要がありましたので、提案させていただきます。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に1万円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,450万2,000円といたしました。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。第3款第1項

第1目一般会計からの繰入金といたしまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の対象となる職員給与等繰入金を1万円増額しております。

続きまして、7ページの歳出について御説明申し上げます。こちらにつきましては、歳入予算と同額分を第1款第1項第1目一般管理費の共済費に増額しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第38号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第39号 令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第14、議案第39号、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第39号で御提案いたしました、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

補正予算の主なものは、人事異動によります給与費等の調整について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を経る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から257万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ10億4,952万4,000円といたしました。

6 ページをお開きください。歳入予算について御説明を申し上げます。第6款第1項第4目その他一般会計繰入金につきまして、事務費等繰入金を給与費等の調整分といたしまして、257万5,000円減額しております。

次に7ページの歳出につきましては、第1款第1項第1目一般管理費において、人事異動に伴います職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費を合計257万5,000円減額しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第39号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第40号 令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第15、議案第40号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）議案第40号で御提案いたしました、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

予算書の6ページをお開き願います。歳出予算でございますが、水道費の一般管理費におきまして、第4節共済費こちらにつきまして職員の共済費の率の変更に伴い、1万9,000円を増額することとし、その増額分につきましては予備費の減額により予算を調整するものでございます。したがって、今回の補正につきましては、

歳出予算のみで予算調整を行うものであり、歳入歳出予算総額の増減はございません。

以上、今回御提案しております補正予算につきまして御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから議案第40号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第40号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 休会の件について

○議長（後藤三治君）日程第16、休会の件について議題とします。

お諮りします。6月14日、15日、16日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、6月14日、15日、16日は休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（後藤三治君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後0時07分